

# 豊かな保育をめざして

岡山市職労保育園支部 平松康子

## 県に要望すること

### 1. 「子ども・子育て新システム」の導入に反対し、現行の保育制度の拡充を

- ①「子ども・子育て新システム」は現行の保育制度を解体し、介護保険制度をモデルに、直接契約・応益負担を柱とし、公的責任を保護者の自己責任に変え、保育を産業化しようとするもの。
- ②自治体の役割は要保育度認定と補助金の支払い、予算の分配。「現在の保育に欠ける子どもを、保育所に入所させなければならない」という自治体の役割と責任は大きく後退。保育所探しは保護者の自己責任。保育所整備は事業者まかせ。認定外の時間やサービスは、全額保護者の自己負担。
- ③営利企業の参入により、儲からなければ自由に撤退。運営のために人件費の徹底的な削減と劣悪な条件で働く非正規職員の増大。
- ④しょうがいのある子、貧困家庭の子ども、虐待児など支援を要する子どもは入園を断られる可能性も。乳幼児から格差を生む。
- ⑤財源は消費税。保護者の生活を益々苦しくさせる。

### 2. 公立保育所運営費の国庫負担金の復元

一般財源化した、公立保育所運営費を国庫補助金に戻し、国が直接責任をもって保育所運営と保育水準の維持を図るようにすること。また、私立保育所の運営費を一般財源化にしないこと。

- ①一般財源化になって、財源不足に拍車がかかり、公保育園における人権費の削減や修理、整備が不十分。その上、待機児解消による、定員超えての受け入れが可能になってからは、狭い保育室に詰め込み保育、慢性的な人員不足、非正規職員の増加が起きている。そのため乳児、しょうがいのある子ども、虐待など支援が必要な子どもに手厚い保育ができにくい。

### 3. 「安心子ども基金」（都道府県安心子ども基金）を公立保育園でも運用可能に

設置の目的…（待機児童の解消を目指し、）保育所整備等を実施するとともに、認定子ども園等の新たな保育需要に対応するなど子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

- ①待機児解消には、詰め込み保育ではなく、どの地域でも安心して保育が受けられるよう、公立保育園を含めた認可園の増設。
- ②老朽化した公立保育園の新築・改築・増築。また、耐震調査と修理。
- ③障害児のための施設の増設と、専門療育施設を増やすこと。

※1・2・3については、国に向けて要望書を提出してください。

### 4. 最低基準の地方条例化について

最低基準の地方条例化を含む、地域主権改革一括法案の成立により、児童福祉施設最低基準が都道府県、政令指定都市などが条例により定めることとなる。保育所の現行の最低基準は他国と比べても低い基準。県の条例作成にあたっては、職員配置基準、施設基準は、現行の基準を上回る条例を作ること。

## 参考資料

### <子ども・子育て新システム>

①政府は新システム導入のための法案を今年の春に国会に提出予定→ 論議が難航し7月にやっと「中間まとめ」を公表

②「中間まとめ」…当初案に比べ幾つかの変更が加えられた「新システム」の目玉ともいえる幼保一体化については、すべての幼稚園と保育園を「子ども園」にする案は批判が集まり撤回。

保育園…「子ども園」もしくは「総合施設」となる

幼稚園…現在の制度のまま残っていい。もしくは、「子ども園」・「総合施設」になってもいい

※複雑な制度になりそうな状況

※法案提出を遅らせたこと…「新システム」に反対している保育関係者にとっては成果。しかし、中間まとめには、現行の保育制度を根本から変える「改革」案は位置づけられている

※政府は、大震災後の混乱に乗じて批判をかわし、2013年度より実施しようとしている

### 「子ども・子育て新システム」の問題点

#### 1. 待機児道解消につながるのか

##### ①保育所整備について

現行の保育所制度…市町村に保育整備責任を負わせている。

「新システム」では保育の提供は、民間の多様な事業者の手に委ねられ、企業が進出するので、待機児解消につながると思われる。企業は切実な要求があったとしても、利潤確保のめどが立たなければ進出はしない。→「新システム」導入＝(イコール)待機児解消とはならない。

・現行の基準が指定基準となれば、相当の初期投資が必要となり企業の進出は進まない→待機児解消につながらない

##### ②企業参入のため施設基準を緩和

・政府は、「新システム」導入しても基準は緩めないと説明しているが、「現行の基準を基礎とする」とあいまいな表現になっている。施設とは別の形態の保育を取り入れようとしているビルの1室を使って保育を提供する→緩い基準となり企業が参入しやすいと考えている

※園庭のない狭い保育室に、たくさん子ども・少ない保育者で行った形態の保育を増やして待機児の受け皿にしようとしているのが「新システム」  
子どもの成長発達や人格形成の保障の観点では考えられていない

③待機児解消のために幼保一体化で定員に空きのある幼稚園で受け入れは…

・幼保一体化案は撤回され、中間発表では、幼稚園に待機児の多い低年齢児保育を義務付けないものになっているので期待できない。

・「新システム」では、国民が望むような待機児解消にはならない。

④待機児を解消するには

・「新システム」で保育の提供を市場任せにするのではなく、質の確保された保育園を増やすために現行の制度をベースにした改革を行うべき具体案→市町村が保育園の増設に積極的になれるよう十分な予算措置をすること遊んでいる国有地を提供するなどの対応が求められる

### 2. 入所について

#### ①入所は事業所と保護者の直接契約

・現在は、自治体の責任で保育所に入所→「新システム」では市町村の実施責任はなくなり、保護者の勤務状況をもとに「要保育度認定」をするのみ(長時間利用・短時間利用というような判断)認定後、利用者(保護者)は事業者(保育園)と直接契約。契約が成立して初めて保育を受けることができる。

契約が結べるかどうかは保護者の自己責任

※市町村…利用に関して情報提供、斡旋はするが保育保障に直接の責任は負わない

※障がいのある子どもや、虐待を受けている子どもなど配慮を必要としている子どもに対して、事業者側が理由を付けて契約を結ばない恐れがある

#### ②保育料

・現行制度は、家計の状況を考慮して保育料の額を決める応能負担。所得が低くても安心して必要な時間保育を受けることができる。

・「新システム」が導入するのは、応益負担。

要保育度認定を受け、保育園と契約ができると、認定上限時間分の補助金が市町村から支給される

が、利用した保育サービスについては自己負担と保育を利用すればするほど負担が重くなる。  
 例えば…設備が整っている・経験のある保育士がいる・出来立ての給食を提供するなどにもコストがかかり高い保育料となる。→保育が金次第になる

※子どもの貧困が社会問題化する中で、利用したいのに保育が受けられない「保育難民」や親の所得に応じて受けられる保育に格差が生じてしまう→幼い子どもの人生の始まりから格差を付ける社会になる

※このことから現行制度を基本として保護者の負担軽減を図るべき

### 3. 保育の質

①現行の保育所制度の最も重要なポイント

保育園の整備・保育の内容や質に関わる直接的な責任を国や自治体に負わせている

この責任を果たすために、直接補助金を支給する方式（直接補助方式）となっていた



利用者に対する補助金（利用者補助方式）に切り替える ※公的な規制が弱くなる

- 企業に投入した補助金の使途制限を取り払う内容ももりこまれている
- 人件費を削る…職員の賃金カット・非正規が進むことが予想される

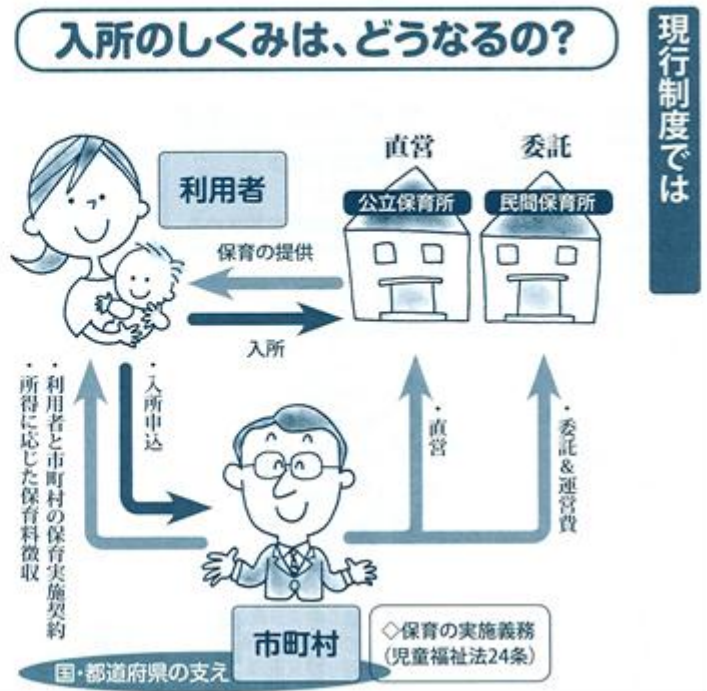
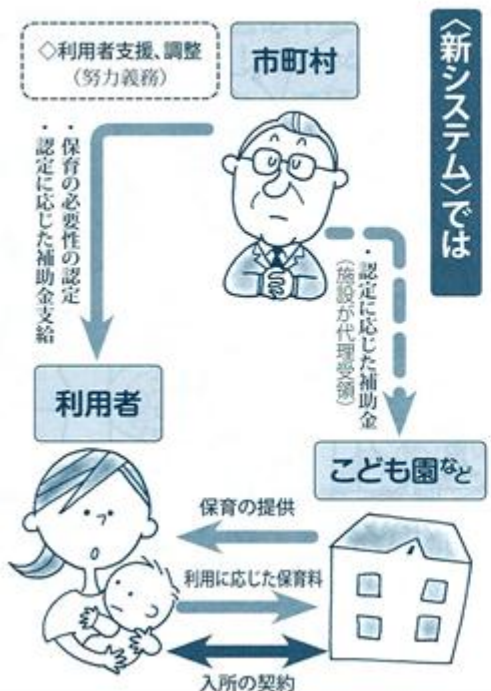
設備が劣悪…安全が保障されない（命が守れるのか）

- 認定度により保育時間が決まるので、働いていない時間帯は保育が受けられない預ける時間がばらばらなので、現在のような、年齢的な発達をおさえた保育や、集団的な保育ができにくい。クラス運営さえできない状態。

- 公立保育園…市町村の実施責任を解除してしまうので、存続基盤が揺らぐ新システムからはじかれた困難を抱えた子ども（障がい、虐待、貧困、保護者が病気）たちの救援施設として一部の公立保育園が残る。→多くの公立保育園が廃止・民営化

- 予算…消費税増税をあてにし、予算確保は明確ではない

☆「新システム」ではなく現行の保育制度の拡充が重要



よりよい保育を！実行委員会資料より